

【別紙】

公立大学法人会津大学における公的研究費使用 にかかる通報に基づく調査結果について

1 経緯

2022年4月26日公益通報制度により研究費による業務委託契約等において発注手続き不備などの通報を受け、「公立大学法人会津大学における公的研究費の取扱いに関する規程」に基づき、外部委員を含む調査委員会を設置し調査を行った。

2 調査

(1) 調査体制

公立大学法人会津大学コンプライアンス推進室

委員長	阿部 俊彦	会津大学理事・事務局長
副委員長	佐藤 等	会津大学事務局次長
委員(外部有識者)	大野 毅夫	弁護士 会津みらい法律事務所
委員	成瀬継太郎	会津大学情報システム学部門長
委員	高橋 成雄	会津大学教授
委員	早川 真也	会津大学事務局総務予算課長
委員	小檜山裕展	会津大学事務局企画連携課長

(2) 調査方法

通報内容及び関係書類の確認と内容精査、関係者からの聞き取り調査、法令（下請代金支払遅延等防止法（以下「下請法」という。））違反の検証などを実施した。

3 調査結果

(1) 研究支援者への委託時の発注手続き不備

会津大学では50万円未満の業務委託の際、学内で定める「教員発注に係る経理執行上の遵守事項」様式8企画書（その他用）（以下「企画書」という。）により手続きしているが、その企画書は下請法第三条に定める委託内容等を記載した交付書面の要件を具備していなかったほか、当該書面の交付についても規定していなかった。

(2) 労務の提供に対する対価の未払い

特別研究支援者として会津大学に雇用されていた者に対して、雇用期間終了後も雇用期間中に依頼していた未完了の作業等を口頭により依頼し、労務の提供を受けていた。

4 再発防止策

- (1) 「教員発注に係る経理執行上の遵守事項」の見直し
- (2) コンプライアンス教育及び啓発活動の強化

【別紙】

関連法令・規程

【公立大学法人会津大学における公的研究費の取扱いに関する規程 抜粋】

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- 一 公的研究費 国及び国が所管する独立行政法人等から配分される競争的資金等を財源とする研究費のほか、本学が管理する研究費の全てをいう。
- 二 教職員等 本学の教職員その他本学の公的研究費の管理及び運営に関わるもののすべてをいう。
- 三 不正使用 公的研究費を本来の用途以外の用途に使用すること、虚偽の請求により公的研究費を使用すること、その他法令及び本学の規程等に違反して公的研究費を使用することをいう。

【下請法 抜粋】

(書面の交付等)

第三条 親事業者は、下請事業者に対し製造委託等をした場合は、直ちに、公正取引委員会規則で定めるところにより下請事業者の給付の内容、下請代金の額、支払期日及び支払方法その他の事項を記載した書面を下請事業者に交付しなければならない。ただし、これらの事項のうちその内容が定められないことにつき正当な理由があるものについては、その記載を要しないものとし、この場合には、親事業者は、当該事項の内容が定められた後直ちに、当該事項を記載した書面を下請事業者に交付しなければならない。